

栃木県「文化と知」の創造拠点整備運営事業
落札者決定基準

令和8年10月

栃木県

目 次

1 本書の位置付け	2
2 落札者決定の手順	2
3 総合評価点の配点	3
4 入札参加資格審査	3
5 入札書類審査	3
(1) 基礎審査	3
(2) 性能審査	3
(3) 価格審査	12
(4) 最優秀提案者の選定	12
6 落札者の決定	12

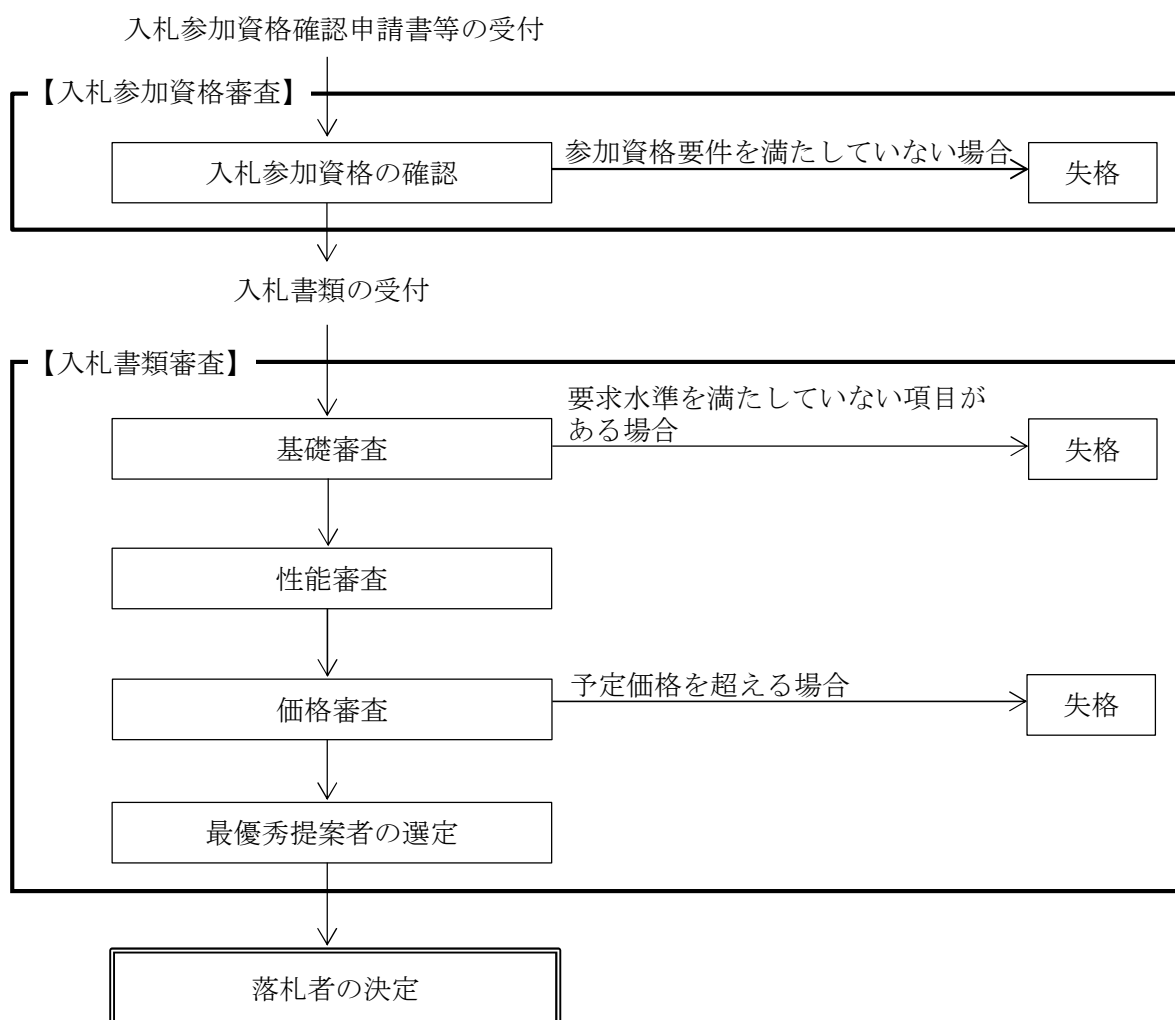
1 本書の位置付け

栃木県「文化と知」の創造拠点整備運営事業（以下「本事業」という。）は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）に基づく事業として、設計、建設、運営及び維持管理を一体的に行う事業であり、それぞれの業務における業務遂行能力及び栃木県（以下「県」という。）の財政負担額等を総合的に評価する必要があることから、総合評価一般競争入札により落札者を決定するものとする。

落札者決定基準は、入札参加者のうち最も優れた提案を行った者を決定するための方法及び審査における評価基準等を示すものである。

2 落札者決定の手順

落札者は、以下に示す審査を経て、県が決定する。



3 総合評価点の配点

入札書類審査（総合評価）に係る性能審査及び価格審査の配点は、次のとおりである。

審査項目	配点
性能審査	800点
事業計画・統括マネジメントに関する事項	240点
設計・建設業務に関する事項	240点
運營業務に関する事項	240点
維持管理業務に関する事項	80点
価格審査	200点
合計	1000点

4 入札参加資格審査

県は、入札参加者から提出される参加表明書及び資格審査に必要な書類をもとに、入札参加者が満たすべき参加資格要件について確認する。参加資格要件を満たしていない場合は、失格とする。

5 入札書類審査

(1) 基礎審査

県は、入札書類に記載された内容が要求水準を満たしていることを確認する。

提案内容について、要求水準を満たしていない項目がある場合は、失格とする。

(2) 性能審査

栃木県「文化と知」の創造拠点整備運営事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）は、入札参加者から提出された提案書類について、下記「イ 性能審査における評価項目及び評価のポイント」に示す評価項目ごとの「評価のポイント」により評価を行い、下記「ア 採点における評価基準」により点数を付与し、その合計を性能評価点とする。性能評価点の計算に当たっては、小数点第3位以下を四捨五入する。

また、性能審査に当たっては、入札参加者に対するヒアリングを実施する。

なお、提案内容を確認するため、必要に応じて県が入札参加者に文書で質問し、回答を受けることを想定している。この場合、入札参加者からの回答は、提案内容に含むものとする。

ア 採点における評価基準

評価	評価指標	加算割合
A	特に優れている	各項目の配点×1.00
B	AとCの中間程度である	各項目の配点×0.80
C	優れている	各項目の配点×0.50
D	CとEの中間程度である	各項目の配点×0.30
E	要求水準を満たす程度である	各項目の配点×0.00

イ 性能審査における評価項目及び評価のポイント

評価項目	評価のポイント	配点	主な 評価様式
1 事業計画・統括マネジメントに関する事項		240	
(1) 事業の基本方針	①本事業をPFI事業として実施するにあたり、栃木県「文化と知」の創造拠点整備構想を踏まえ、拠点の基本理念やコンセプト（「開く」「つなぐ」「育む」）を十分に理解した上で、それぞれの視点について、具体的かつ実効性のある提案がなされているか。 ②栃木県の文化振興の中核となり、県民に愛され、誰もが誇りに思える“とちぎならではの”拠点として、ふるさとへの愛着の醸成や本県の魅力向上に貢献する提案がなされているか。 ③将来にわたり幅広い県民に利用され、社会変化やデジタル技術の進展に柔軟に対応できる提案がなされているか。 ④美術館・図書館・文書館の3施設の連携強化・相互利用を促進し、一体的な整備による相乗効果を発揮するための提案がなされているか。 ⑤適切な工程計画を立案し、実現可能な提案がなされているか。 ⑥意見交換を含む事業者選定プロセスにおいて、業務範囲全般にわたって積極的に県の課題、期待を理解し、提案するなど協力姿勢が見受けられるか。	50	4-3-2
(2) 実施体制	①本事業を確実に遂行するための実績・能力がある実施体制となっており、かつ確実に人員を配置できる具体的な提案がなされているか。 ②コア業務を担当する県職員と相互に連携を図り、業務ごとに必要人員を適切に配置する提案や県との連携・報告・連絡が適切かつ確実に実施されるための有効な取組方針及び体制の提案がなされているか。 ③代表企業、構成員、協力企業それぞれの役割及び責任分担、連携・協力・補完体制が明確であり、事業実施にあたっての指揮	30	4-3-3

	命令系統等の事業マネジメント体制が明確に示されているか。 ④拠点の質の維持・向上と、利用者サービスの充実・発展の両立の視点に立った上で、新たな魅力の創出や3施設の連携や一体感を体現するための実施体制が示されているか。		
(3) 地域経済・社会への貢献	①県内企業からの用役・地元雇用の促進、材料の調達・納品等、地元経済・社会との連携や貢献に配慮した提案がなされているか。 ②県産材・県産品の活用について、具体的な提案がなされているか。 ③県内の社会教育施設（県立博物館、市町立の美術館・図書館・文書館等）との連携や、県内外を結ぶ観光・周遊の拠点としての役割を果たす取組など、地域社会への貢献に資する具体的な提案がなされているか。 ④共生社会の実現に向け、あらゆる人が安全・安心・快適に利用できるよう、ハード・ソフト両面における取組が提案されているか。	50	4-3-4
(4) 事業収支計画	①事業収支計画が現実的であり、かつ提案内容と整合した内容となっているか。 ②出資・融資を確実なものとするための工夫が盛り込まれた資金管理の方法が提案されているか。 ③不測の資金需要への対応として、予備的資金の確保等、事業収支の安定化に資する具体的かつ有効な提案が示されているか。 ④地域特性を踏まえた上で、需要見込みや事業収入見込み等が過大となっていないなど、適切かつ具体的な収支計画となっているか。 ⑤各費用の算定根拠が明確であり、妥当な計画が示されているか。	50	4-3-5 4-3-8 ～4-3-18
(5) リスク想定及び対策と事業継続性の担保	①PFI手法特有のリスクを含め、事業実施に伴うリスクが網羅的かつ具体的に想定されており、それらのリスクに対する回避策及びリスク顕在化時の対応策が効果的かつ具体的なものとなっているか。 ②事業者が負担するリスクについて、構成員や協力企業等との間で適切なリスク分担が図られており、かつ確実なリスク負担が期待できる提案となっているか。 ③本事業の構成員、協力企業等が破綻した場合の対処方法が、実効性のあるものとして示されているか。 ④事業期間終了後において、円滑に次期事業者への引継ぎが行われるよう配慮された提案となっているか。 ⑤収蔵資料（美術作品、図書、古文書、歴史的公文書等）の適切な保存環境を維持するため、災害・事故等のリスクに対する対策が講じられているか。	20	4-3-6

(6) 統括マネジメント	①設計から運営・維持管理まで、事業者による効果的かつ一貫性のあるマネジメントが行われ、県との連絡窓口の統一化や構成員等間の連携により、円滑・迅速な対応が可能な体制となっているか。 ②県立施設としての公共性を踏まえ、透明性を確保するとともに、県民への説明責任を十分に果たすことができるマネジメント体制となっているか。 ③各業務について、効率的な実施方法が具体的に提案されているか。 ④事業評価について、要求水準の維持・改善に必要なセルフモニタリングを可能とする評価指標及び評価方法の提案がなされているか。	40	4-3-7
2 設計・建設業務に関する事項		240	
(1) 実施体制	①拠点の基本理念・コンセプトを実現するための設計・建設に関する全体計画及び実施体制が具体的に示されており、社会的要求（ニーズ）を踏まえた提案となっているか。 ②工期の遵守及び品質の確保が図られる提案がなされているか。 ③県内企業の技術力の活用、地元雇用の創出など、多方面における地域社会への貢献について提案がなされているか。	30	4-4-2
(2) 施設整備における全体計画	①拠点の基本理念・コンセプトを実現するため、整備効果が最大限に高められるゾーニング及び施設仕様となっているか。 ②周辺地域との調和に配慮するとともに、多くの人を惹きつける魅力的な施設及び空間デザインが提案されているか。 ③利用者が気軽に利用でき、賑わいと憩いの場となるようなランドスケープとなっているか。また、多様なアプローチ動線による機能性や安全性を高める配慮、施設への期待感を高める空間演出の提案がなされているか。 ④イベント利用等のソフト面を重視した運営の実現や、運營業務との連携や利用者ニーズを考慮した什器備品の設置等、利用者が気軽に訪れ楽しむことのできる幅広い機能・設備に関する提案がなされているか。 ⑤拠点の空間デザインにデジタル技術を連携させることで、拠点のコンセプトを体現できるような具体的な提案がなされているか。 ⑥工事による騒音・振動等が、周辺住民の生活環境に与える影響を最小限に抑えるための方策について、具体的かつ実現可能な提案がなされているか。	50	4-4-3
(3) 諸室計画	①美術館・図書館・文書館それぞれの機能を実現するとともに、3施設が連携した展示、教育普及、アメニティ機能等による相乗効果を発現させるために、施設整備の観点から具体的かつ有	80	4-4-4

	効な提案がなされているか。 ②幅広い年代の利用者に親しまれ、居心地の良い時間を過ごすことができる諸室配置及び空間構成となっており、かつ各諸室の稼働率を高める工夫が見られる提案となっているか。 ③デジタル技術を活用したリアルとデジタルをつなぐ展示や、共通部分の施設・機能を活用した活動・取組が行える空間等、運営面も踏まえ、拠点における新たな価値の創出を図る空間について具体的な提案がなされているか。 ④文化財保護法に基づく公開承認施設の基準を満たし、かつ、美術館の収蔵品及び他館等からの借用品（絵画、彫刻、工芸品等）を適切な状態で保存・展示できる諸室配置や機能が提案されているか。また、利用者のニーズに沿った魅力的な展示空間や鑑賞経路が提案されているか。 ⑤図書館の蔵書を適切な状態で保存・配架できる諸室配置や機能が提案されているか。また、利用者のニーズに沿った魅力的な展示・閲覧空間が提案されているか。 ⑥文書館の古文書や歴史的公文書等を適切な状態で保存・公開できる諸室配置や機能が提案されているか。また、利用者のニーズに沿った魅力的な展示・閲覧空間が提案されているか。 ⑦美術館・図書館・文書館からなる複合施設としての機能を十分に発揮できるよう、有料・無料エリアの設定、セキュリティ計画及び管理運営動線が適切に計画されているか。 ⑧利用者のみならず、各館職員が円滑な各館運営を行うことが出来る機能的な動線が計画されているか。		
(4)ユニバーサルデザインへの配慮	①バリアフリー法及び宇都宮市やさしさをはぐくむ福祉のまちづくり条例等に基づき、子どもや高齢者、障害者、外国人など、多様な利用者が特段の不自由を感じることなく、安全かつ安心して利用できるよう、ユニバーサルデザイン・バリアフリーに配慮した提案がなされているか。 ②高齢者、障害者団体、子育てグループ等の意見を集約した上で業務を進める手法や実施体制及び実効性の確認方法など、具体的な提案がなされているか。	20	4-4-5
(5)防災性への配慮	①自然災害や火災等から、来館者及び職員の安全を確保するとともに、収蔵資料を保護する建築的・設備的配慮がなされているか。 ②耐震性能の確保をはじめ、各施設の特性に応じた防災機能の確保に向けた構造・設備計画が提案されているか。	20	4-4-6
(6)環境性への配慮	①持続可能な社会の創造に寄与する観点から、ライフサイクルCO2（LCCO2）削減を意識した環境配慮技術が提案されているか。 ②ZEB化をはじめ、太陽光等の再生可能エネルギーの積極的な活用や省エネルギー技術の導入により、エネルギー消費量を削減し、	20	4-4-7

	環境面において公共施設のモデルとなることを目指した提案となっているか。 ③低環境負荷建材・再生材の活用や建設廃棄物の削減等、建設段階における環境への配慮について、具体的かつ実現可能な提案がなされているか。		
(7) 経済性・社会性への配慮	①建設コスト削減策、省エネ、省メンテナンスによるランニングコストの削減策について、具体的かつ実現可能な提案がなされているか。また、栃木県県有建築物長寿命化実施方針に基づき、施設の長寿命化を通じてライフサイクルコストの低減を図る提案となっているか。 ②栃木県の歴史・文化・自然環境との結びつきを十分考慮したデザイン、空間、素材等の提案がなされているか。 ③外構・囲障・駐車場等について、周辺の住宅地や施設に対するプライバシー保護や日照への配慮、騒音・振動・排熱等の対策など、生活環境への影響を低減するための提案がなされているか。	20	4-4-8
3 運営業務に関する事項		240	
(1) 実施体制	①拠点の基本理念・コンセプトを十分に理解した上で、文化振興の中核にふさわしい運営業務の全体計画及び実施体制や、県民ニーズや社会情勢の変化に柔軟に対応可能な中長期的な視点で見て持続可能な運営方針が示されているか。 ②拠点全体の統括及び3施設の連携企画等を担う統括マネジメント業務・総括運営業務並びに各施設の業務担当者について、適切かつ効率的な組織体制及び人員配置が提案されているか。 ③館の運営に当たり、積極的に県の課題・期待を理解し、コア業務を担当する県職員との現場レベルでの連絡体制及び連携・協力体制が、適切かつ具体的に構築される提案となっているか。 ④地元雇用の創出など、多方面における地域社会への貢献について提案がなされているか。	30	4-5-2
(2) 開館準備	①円滑な開館・運営開始に資するよう、拠点全体及び美術館・図書館・文書館に係る開館準備業務の具体的な計画及び実施体制が提案されているか。 ②美術館における企画展の計画・立案及び図書館・文書館における業務従事者の研修等について、具体的な提案がされているか。 ③SNS等のデジタルを活用した積極的な情報発信や集客に資する広報・ブランディング戦略について、具体的かつ効果的な提案がなされているか。 ④講堂・多目的室等の予約における利用者の利便性や公平性が確保されるような仕組みや、地域住民との連携及び協働に関する具体的な提案がなされているか。	30	4-5-3

	⑤美術館・図書館・文書館の情報が県民へ開かれ、それぞれの情報がつながり、新たな視点や気づき等を育むような、拠点のコンセプトを体現する魅力的な横断検索システムが提案されているか。		
(3) 拠点全体での総括運営・連携	①拠点全体の管理・運営・経営を一つの組織として持続的に運営していくことを踏まえ、美術館・図書館・文書館の3施設の連携企画の立案・運営や新たな価値の創出を図るための取組、部会の運営等に関する具体的な提案がなされているか。 ②利用者の満足度向上に資する施設運営・管理業務について、その実施内容が具体的に提案されているか。 ③バリアフリー法及び宇都宮市やさしさをはぐくむ福祉のまちづくり条例等に基づき、子どもや高齢者、障害者、外国人など、多様な利用者がそれぞれの特性にかかわらず円滑に利用できるように、ユニバーサルデザイン・バリアフリーに配慮したサービス提供に関する提案がなされているか。 ④ボランティア等の活動を通じて、県民が施設運営に参加できる仕組みの構築について、具体的な取組が提案されているか。 ⑤横断検索システムについて、効率的な運営・管理や効果的な活用方法が提案されているか。	40	4-5-4
(4) 広報・PR	①美術館・図書館・文書館の固有の魅力を発信するとともに、拠点全体としてのブランド力を高めるための、一元的かつ戦略的な広報・PR計画が具体的に提案されているか。 ②若年層や子育て世代の利用促進、インバウンドを含む県外からの誘客など、利用者層の拡大に向けた拠点全体及び3施設の具体的な方策が提案されているか。 ③SNS等のデジタルを活用した積極的な情報発信やその効果検証並びに、デジタルミュージアム・デジタルアーカイブ・電子書籍等を活用した遠隔利用者の拡大に関する方策について、具体的な提案がなされているか。	20	4-5-5
(5) 各館における運営	【美術館】 ①事業者が実施する企画展の企画・運営について、魅力的な展示計画が提案されているか。 ②教育普及事業について、県民が芸術に触れ、体験し、表現する機会を提供する具体的な提案がなされているか。 ③デジタル等を活用し、誰でも、いつでも、どこからでも文化芸術に参加できる仕組みの構築について、具体的な提案がなされているか。 【図書館】 ④図書館資料の貸出・返却業務及び館内利用サービスに関し、効率的かつ質の高いサービスが継続的に提供できるような手法及	90	4-5-6

	び実施体制について、具体的な提案がなされているか。 ⑤図書館資料を十分に活用し、講演会や講座の開催を通じて、図書館に親しむ機会の創出や県民の学びの充実を図るなど、教育普及事業に関する具体的かつ魅力的な提案がなされているか。 ⑥図書館資料の収集・整理・保存・補修等に関する業務や役割分担を十分に理解し、要求水準に即して効率的かつ効果的に業務を実施するための具体的な提案がなされているか。 【文書館】 ⑦公文書館法に基づく県立文書館として、古文書及び歴史的公文書等の収集・整理・保存・補修等に関する業務を十分に理解し、業務基準表の要求水準に即した効率的かつ最適な運営手法が提案されているか。 ⑧各種県民向け講座の開催やデジタルアーカイブの活用及び文書館史料を用いた有償販売物の企画作成等、史料活用を通じた魅力発信に関する具体的な提案がなされているか。 ⑨常設展及び企画展における展示、史料の閲覧やレファレンス対応等の展示公開業務、並びに県内市町や図書館・美術館・博物館等と連携した調査整理業務について、具体的な提案がなされているか。		
(6) 附帯事業	①カフェ・レストランについて、各施設の利用者以外でも気軽に利用できる魅力的な飲食サービスの提供等により、拠点への来館動機の創出や滞在時間の延長、リピーターの獲得に寄与する具体的かつ実現可能な提案がなされているか。 ②ショップについて、3施設の収蔵品や企画展等と連動した商品展開、県産品・伝統工芸品等の販売など、拠点の魅力向上に資するとともに、地域産業の活性化にも寄与する物品販売の提案がなされているか。	20	4-5-7
(7) 任意事業	①拠点のコンセプトを踏まえ、美術館・図書館・文書館の3施設を横断するような独自性のある事業提案がなされるなど、拠点の魅力やブランド価値を高める提案となっているか。	10	4-5-8
4 維持管理業務に関する事項		80	
(1) 実施体制	①要求水準に即した施設の維持管理業務が実施可能な人員配置及び実施方針について、具体的な計画が提案されているか。 ②コア業務を担当する県職員との現場レベルでの連絡体制及び連携・協力体制が、拠点全体の統括との連携を含め適切かつ具体的に構築される提案となっているか。 ③県内企業の技術力の活用、地元雇用の創出など、多方面における地域社会への貢献について提案がなされているか。	20	4-6-2

(2) 建築物・建築設備の機能・性能保持	①建築物等が常に機能・性能を発揮し、最適な状態を維持するため、省メンテナンス等の維持管理のしやすさに配慮した提案がなされているか。また、建築物等の劣化による事故の未然防止・保守管理について、施設の特性に応じた具体的な提案がなされているか。 ②指定された温湿度等、収蔵資料の保管環境の保持及び適切な空調運転について、具体的な実施方法及び体制が提案されているか。 ③開館前の枯らし期間を含め、事業期間における空気環境維持対策及びIPM等の生物被害防除対策を実施するとともに、定期的な虫害・細菌検査を行う体制並びに被害発生時の迅速な対応に関する提案がなされているか。	20	4-6-3
(3) 防災・防犯	①公開承認施設として、文化財を保存することへの高い意識に基づき、収蔵品の保全及び警備計画の作成を含めた防災・防犯・非常時対策について、具体的な提案がなされているか。また、セキュリティレベルに応じた人的警備と機械警備の組合せが適切であり、十分な効果が見込まれる業務計画となっているか。 ②災害時及び緊急時において、職員や利用者の安全確保を実現するために必要な、迅速かつ適切な対応が可能な体制が構築されているか。	20	4-6-4
(4) 修繕・更新	①設備等の耐用年数並びに美術館・図書館・文書館それぞれの施設特性を考慮し、各機能への影響を最小限とする計画が提案されているか。 ②事業期間中における計画の変更について、柔軟に対処可能な方策や善後策の提案等を行い、事業の円滑な推進が図られる有効な提案がなされているか。 ③予防保全の観点から、長期間にわたる施設性能の維持に資するとともに、事業期間終了後の長期供用期間における修繕コストの縮減に寄与する提案がなされているか。	20	4-6-5 4-6-6

(3) 価格審査

ア 開札

県は、入札書に記載された入札価格が予定価格を超えていないことを確認する。

入札価格が予定価格を超えている場合は、失格とする。

イ 審査

価格評価点については、以下の式により算定した点数とする。価格評価点の計算に当たっては、小数点第3位以下を四捨五入する。

$$\text{価格評価点} = \text{配点 200 点} \times \frac{\text{提案のうち最も低い入札価格（入札が無効な者の入札価格を除く。）}}{\text{当該入札参加者の入札価格}}$$

(4) 最優秀提案者の選定

選定委員会は、性能審査及び価格審査により得られた総合評価点の最も高い入札参加者を最優秀提案者として選定する。

ただし、総合評価点の最も高い入札参加者が複数いる場合は、当該入札参加者のうち、性能評価点が最も高い入札参加者を最優秀提案者として選定する。さらに、この場合において、性能評価点が最も高い入札参加者が複数いる場合には、当該入札参加者によるくじ引きにより最優秀提案者を選定する。

$$\text{総合評価点} = \text{性能評価点} + \text{価格評価点}$$

6 落札者の決定

県は、選定委員会の選定結果をもとに落札者を決定する。